

<建設現場における女性活躍に向けた取組>

- 国の直轄工事で総合評価落札方式を採用する工事の一部において、適正な施工を評価する要素の一つとして、当該工事の工種に応じ、高度な技能を有する優れた技能者として優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技能労働者（建設マスター）を現場に配置する場合の加点評価を実施。
 - 平成25年までに誕生した8,024名の建設マスターのうち、女性は8名であることから、平成26年度より
 - ・女性技能労働者については、各推薦団体から人数の上限なく推薦できるようにするとともに、
 - ・現場業務従事期間の要件に産前産後休業や育児休業、介護休業を取得した期間も含むこととする。
- ⇒ こういった取組により、女性の建設マスターを増やすことを目指す。



- 女性技能労働者にとって、技能修得に対するインセンティブが働き、企業にとっても、女性技能労働者を雇用・育成し、当該技能者を現場へ配置するインセンティブとなる。